

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 JMDN70907000

電解研磨装置 EF-ONE

【形状、構造及び原理等】



寸法：幅 200 × 奥行 500 × 高さ 640 mm
重量：約 25 kg
定格電圧：AC 100～240 V
接続負荷：0.5 kVA
周波数：50～60 Hz
プレヒューズ：1 6A
IP 保護等級：IP30

処理対象材質：コバルトクロム合金、チタン

【使用目的又は効果】

補綴物等の研磨に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。

【使用方法】

1. 本品を水平で安定した場所に設置し、電源コードを電源に接続する。
2. 処理容器に指定された専用 Process Media をセットし、本体に取り付ける。
3. 研磨する歯科補綴物等を専用ホルダーに固定する。
4. 専用ホルダーに固定した加工物を処理容器内の所定の位置にセットする。
5. 本体の電源を入れ、操作パネルから加工物及び使用する Process Media に適したプログラムを選択する。8 種類のプリセットプログラム、専用メディアの自動認識機能及びメニュー操作方式が確認できます。
6. スタートボタンを押し、研磨処理を開始する。
7. 研磨処理終了後、加工物を取り出し、必要に応じて洗浄する。
8. 使用後は本体の電源を切り、必要に応じて処理容器及び専用ホルダーの清掃を行う。

詳細は取扱説明書を参照すること。

【使用上の注意】

- ① 機器の詳細な操作方法及び使用方法については、付属の取扱説明書を必ず読み、正しく使用すること。
- ② 機器の操作時には、保護眼鏡、保護手袋、作業服等の適切な個人用保護具を着用すること。
- ③ 研磨処理には、製造元が指定する専用 Process Media を使用すること。指定外のメディアを使用したり、水等を加えて希釈したりしないこと。また、専用 Process Media の交換及び保管は、製造元の指示に従うこと。
- ④ 使用済みの Process Media を廃棄する場合は、製造元の取扱説明書及び安全データシート（SDS）等に従い、適切に廃棄すること。
- ⑤ 機器の性能及び安全性を維持するため、取扱説明書に従い、定期的に保守点検及び清掃を実施すること。
- ⑥ 機器は、歯科医療従事者及び歯科技工従事者以外が不用意に操作できないよう、適切に保管・管理すること。

詳細は取扱説明書を参照すること。

【保管方法及び有効期間等】

【保守・点検に係る事項】

- ① 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。
- ② 機器の使用後は、機器の電源を切って、次回からの使用に支障のないように清拭すること。
- ③ 長い間使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に必ず装置が正常、かつ安全に作動することを確認すること。
- ④ 屋外に保管しないでください。
- ⑤ ほこりのない乾燥した場所に保管してください。
- ⑥ 本機を腐食性の媒体にさらさないでください。
- ⑦ 直射日光から保護してください。
- ⑧ 電解研磨液を廃棄する場合は、電解研磨液の取扱説明書に従い適切に廃棄してください。
- ⑨ 機器の保管は歯科従事者以外が触れないように適切に保管・管理してください。

詳細は取扱説明書を参照すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

・株式会社 クエスト
〒773-0009 徳島県小松島市芝生町字西居屋敷 5 3-1

製造業者

・ OTEC Praezisionsfinish GmbH
Heinrich-Hertz-Strasse 24 75334
Straubenhardt Germany